

22 在園中の変更

在園中に、就労状況・世帯状況等に変更があった場合

家庭状況や就労状況などに変更が生じた場合は、幼児保育課入園相談係に書類提出（窓口または郵送にて提出）をしていただくとともに、在籍している保育所にも、変更内容をご報告ください。

各種申請の詳細・注意点について、下表をご覧ください。

変更事項		必要書類 *は文京区様式。HP からダウンロード可。
家庭状況	区内転居または氏名変更	*変更届 ※転居の場合は転居手続き後にご提出ください。
	区外転出	*保育所退所届 ⇒ P44 退園 へ
	婚姻	①*変更届 ②配偶者の保育の必要性を証明する書類 ③配偶者の住民税課税（非課税）証明書
	離婚	①*変更届 ②戸籍謄本または受理証明書のコピー
	出産予定あり または、出産した	①*変更届 ②母子健康手帳のコピー （表紙及び出生届出済証明書のあるページ） ※出産した場合、該当の方は以下書類を併せて提出 ③保育料減額申請書 ⇒ P42 出産 へ
	その他世帯状況の変更	*変更届
産休・育休	産前・産後休暇、育児休業に入る	⇒ P42 出産 へ
	育児休業から復帰する	*復職証明書
	出産のため1か月以上休園する	*保育停止申立書 ⇒ P43 保育停止 へ
勤務先	勤務先を転職・退職 勤務内容(日数・時間)が変わった	⇒ P42 転職/退職 へ
	人事異動・勤務先の名前、電話番号の変更など	*変更届
休園	在園児の病気や疾病のため1か月以上休園する	*保育停止申立書 ⇒ P43 保育停止 へ
	上記休園に該当しないが2週間以上休園する	*休園届 ⇒ P43 休園 へ

通園期間 P14

[目次へ戻る](#)

23 継続して在園するための条件

(1) 在園のための条件

保育の必要性が申込時と変わらないことが在園の条件です。そのため、**申込み時の類型に変更があった場合**や、申込み時に比べ勤務日数・時間が減ったことにより「**基本指数**」が下がった場合には、原則、再申込み（再選考）となります。

※再申込み（再選考）の結果、退園となる可能性があります。

※変更があったことについて連絡がない場合、判明した時点で退園となります。

※入園後、在園児の育児休業を取得する場合は「保育の必要性の要件」が無くなり退園となります。

(2) 在園条件の特例

*は文京区様式。HPからダウンロード可

	特例内容	必要書類
転職	前職の退職日から 3か月以内 に入園時の基本指数と同等以上の勤務日数・時間で就労を開始した場合、在園は継続となります。 (例) 6/29 退職 → 9/28 までに就労開始が必要	①* 変更届 ②* 就労証明書 ③退職日が分かる書類(写し)
退職	退職日から3か月は <u>求職活動扱い</u> となります。 3か月以内 に、入園時の基本指数と同等以上の勤務日数・時間で就労を開始した場合、在園は継続となります。就労を開始できない場合は、退園または再申込み(再選考)となります。 (例) 6/29 退職 → 9/28 までに就労開始が必要	①* 変更届 ②退職日が分かる書類(写し) ③* 求職活動状況申告書
出産	在園児のきょうだい(弟・妹)の産休前までに1か月以上仕事をしていた場合は、在園児のきょうだい(弟・妹)が 3歳になる年の年度末まで 育児休業を取得しても、在園は継続となります。 ※ただし、在園児のきょうだい(弟・妹)も認可保育所に入園した場合は、入園月中の復帰が必要です。 【保護者の復帰期限】 ・在園児のきょうだい(弟・妹)が3歳になる年の年度末までに復帰してください。 (例) 2024年1月に出産⇒2027年3月末までに復帰が必要	①* 変更届 ②母子手帳(写し) (表紙と分娩予定日を記載したページ) ③* 保育料減額申請書 (在園児が0歳～2歳児クラスの場合のみ)

※両親が育児休業を同時に取得する場合

上記(2)の「出産」の特例内容と同様の取扱いとします。変更届(文京区様式)の「その他」欄に「両親同時に育休取得予定。父：〇年〇月頃まで、母：〇年〇月頃まで休業予定」等と記載のうえ幼児保育課入園相談係までご提出ください。

※延長保育(区立)を利用されている方

延長保育の利用者についても、上記(1)(2)の取り扱いと変わりません。ただし、延長保育の要件に該当しなくなった場合や、再申込み(再選考)で保留となった場合、育児休業を取得する場合は延長保育の利用ができません。⇒ [P44](#) 延長保育辞退

通園期間 P14

育児休業中の申込み P38

在園中の変更 P41

24 長期間休園する場合

長期休園期間は**原則、年度内2か月まで**です（保育停止、休園合算）。2か月を超えて休園する場合は退園となります。

2週間（土曜・日曜含む）以上休園される場合は、以下の種類に応じて、お休みを開始する前に書類をご提出ください（遡及はできません。）。また、在園している保育園にもご連絡ください。

（1）保育停止（保育料の免除あり）

	要件	必要書類 *は文京区様式。HPからダウンロード可。
保育停止	入園しているお子さまが 病気 や 怪我 をした場合	①*保育停止申立書 ②診断書（コピー可）
	出産 の場合 ⇒ <u>保育停止の開始日が出産予定日の前後2か月以内であること。</u> ※出産月の前2か月の1日から取得できます。 ※一人につき1回までしか取得できません。	①*保育停止申立書 ②母子健康手帳のコピー ※表紙と分娩予定日を記載するページ

※1か月以上休園する場合（土日祝日含む）が対象となります。

※第2子以降のお子さま、3歳児クラス以上のお子さまについては、幼児教育・保育の無償化により、月額保育料が0円となっておりますが、保育停止の要件に該当する場合は、提出が必要です。

保育停止で休園する場合の保育料

保育停止期間中は保育料が**免除**となります。

※保育料は日割り計算ができないため、保育停止期間が2か月に満たない期間だった場合、保育料が免除されるのは1か月分のみとなります。

保育停止期間の延長

2か月経過後も要件が継続している場合は、1か月を限度に延長することができます。その場合は、延長期間に入る前に、再度「保育停止申立書」の提出が必要です。ただし、延長する1か月の保育料は免除とはなりません。

※**最初の保育停止申立時に延長期間分を含んだ申請はできません。**

（2）休園（保育料の免除なし）

	要件	必要書類 *は文京区様式。HPからダウンロード可。
休園	保育停止に該当しない休園すべて ※2週間を超える場合（土日祝含む）	*休園届

※休園は保育料免除の対象とはなりません。

在園中の変更 P41

25 退園

○幼児保育課入園相談係に「保育所退所届」を提出してください。（電子申請可）

提出期限：退園する月の末日まで

※4月申込募集の関係から、1月以降で退園が決まっている場合はお早めにご提出ください。お早めにご提出いただくことで待機児童解消につながります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※提出後は、原則、退所を取り下げることができませんのでご注意ください。

※提出が遅れた場合、その月以降も保育料が発生します（日割りにはなりません。）。

26 区外転出後の継続通園

原則、文京区外に転出した場合、保育所は退園となります。

ただし、転出後も在園中の保育所に継続して通い続ける意志があり、**在園期間が3か月以上の場合は、その年度内に限り、継続して通園できます（柳町幼稚園長時間保育の児童を除く。）。**

【手続き方法】

①幼児保育課入園相談係に「保育所退所届」を提出。（電子申請可）

※「転出月の翌月以降も、現保育園への通園を希望しますか」の「はい」にチェックをしてください。

②転出した日の月末までに、**転出先の市区町村にて**文京区の保育所に通うための入所申込み及び認定申請を行ってください（必要書類は、転出先の市区町村にお問い合わせください。）。

※翌年度以降の継続は、年度ごとに転出先の市区町村を通じて入園の申込みをしていただきます。選考の結果により通園できない場合があります。

※区立保育園（月極め延長保育を含む）・地域型保育事業の翌年度以降の申込みについては、[P34「転入予定がない方」](#)をご確認ください。その他の私立保育園については、各保育所にご確認ください。

27 延長保育を辞退する（利用をやめる）場合

【区立保育園、認定こども園の場合】

○幼児保育課入園相談係へ「延長保育辞退・申込取下届」を提出してください。

提出期限：延長保育の利用を終了したい月の末日まで

※提出が遅れた場合、その月以降も延長保育料が発生します（日割りにはなりません。）。

【私立保育園の場合】

○各保育所でお手続きをお願いします。

内定辞退・内定取下げ P37

在園中の変更 P41